

岐阜市指定管理者制度基本方針



平	成	1	7	年	3	月	策	定
平	成	2	0	年	4	月	改	訂
平	成	2	3	年	4	月	改	訂
平	成	2	4	年	4	月	改	訂
平	成	2	5	年	4	月	改	訂
平	成	2	8	年	1	月	改	訂
令	和	4	年	3	月	改	訂	
令	和	7	年	6	月	改	訂	

岐阜市財政部 行財政改革課

目 次

1. 指定管理者制度について	1
(1) 指定管理者制度の概要	1
(2) 岐阜市指定管理者基本方針の位置づけ	2
(3) 施設の管理運営方針の決定	2
(4) 選定に関する事務の流れ	4
2. 選定に関する事務手続	5
(1) 設置条例の制定・改正	5
(2) 指定管理者の募集	5
(3) 申請の受付	7
(4) 審査・選定	8
(5) 選定結果の通知	10
(6) 指定議案及び債務負担行為予算案の議決	11
(7) 指定の通知・告示・協定書の締結	11
(8) 事務引継	12
(9) 管理運営開始後	12
(10) 不測の事態への対応	12

1. 指定管理者制度について

(1) 指定管理者制度の概要

地方自治法の改正により、公の施設の管理について、「市直営」又は「指定管理者による代行」のいずれかによるものとされ、地方公共団体が公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとなりました。

指定管理者制度は公共ホールやコミュニティセンターのように、住民の福祉を増進する目的を持って公共の利益のために設置される「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は民間事業者等が広く含まれるとともに、法人格は必ずしも必要としませんが個人は不可です。

指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲など必要な事項は条例で定めるとされており、その指定に当たっては、指定の期間を定めた上で、議会の議決が必要となります。

①地方自治法の改正

- ・平成15年6月6日成立、同月13日公布 平成15年9月2日施行
- ・地方自治法第244条の2関係の改正

公の施設の管理：従来の地方自治体の出資法人等に限定した管理の委託（管理委託制度）から地方自治体が指定する指定管理者による管理の代行（指定管理者制度）

②改正の目的

公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることによる、

- ・民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することによる利用者サービスの向上
- ・行政コストの縮減

③条例に規定すべき事項

(ア)指定の手續

申請の方法、選定基準等を定め、指定の申請に当たっては複数の申請団体に事業計画書を提出させ、選定基準により選考することが望ましい。

(イ)管理の基準

住民が施設を利用するにあたっての基本的な条件（休館日・開館時間、利用制限の要件等）、管理を通じて取得した個人情報の取扱い等を定める。

(ウ)業務の範囲

指定管理者が行う業務について、具体的な範囲を定め、使用許可まで含めるかどうかなどを、それぞれの公の施設の目的や態様に応じて設定する。

※**利用料金制度**を採用する場合は、条例にその旨を定めておく必要がある

（２）岐阜市指定管理者制度基本方針の位置づけ

公の施設の管理について、本市では管理委託を行っていた公の施設を平成１８年４月に指定管理者制度へ本格的に移行（平成１７年６月議会で条例改正）しました。

指定管理者制度の導入から４期１５年が経過し、全国の各自治体ではこれまでの経験を踏まえて独自に制度の運用改善を図っています。本市においても、実務上の問題点や不測の事態への対応策等の整理により、本市における指定管理者制度基本方針の見直しに取り組んできました。

「岐阜市指定管理者制度基本方針」は、指定管理者制度にかかる選定手続きや管理運営の考え方及び手続等についてまとめたものです。それと同時に制度の透明性・公平性を高め、今後の制度の充実をさらに高めることを目的としたものです。

なお、選定や管理運営に関する事務手続きの詳細については、「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」で定めています。

（３）施設の管理運営方針の決定

住民の福祉を増進する目的を持って公共の利益のために設置される「公の施設」の管理運営方針については、以下に記載する基本的な考え方により、市が決定するものとします。

①公の施設の指定管理者制度導入の考え方

公の施設の管理運営形態については、市直営か指定管理者制度のうち、どちらがより効果的・効率的に施設の設置目的を達成できると考えられるかを判断基準とします。

なお、指定管理者制度を導入するのに相応しいと考えられる施設として、以下に該当する施設があげられます。

- (ア)民間事業者等が行うことについて、法律等による制約がない施設
- (イ)民間事業者等有するノウハウを活用し、利用者サービスの向上や経費の縮減が期待できる施設
- (ウ)民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している施設
- (エ)指定管理者として適切な団体が存在している施設

これは、基本的な考え方を例示したものであるため、具体的には個々の施設ごとに、施設の性格や管理運営内容等を整理したうえで、詳細に検討を行っていくものとします。

②公募・非公募の考え方

指定管理者の選定に関しては、「民間のノウハウの導入により住民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる団体を公募のうえ選定」を原則としますが、下記項目のいずれかに該当する場合にあっては例外的措置として公募によらないことができます。

(ア)次に掲げる施設に該当する場合

- (a) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進等を図るために、主に地域の住民で構成される団体により管理運営することが適当であると認められる施設
- (b) 管理運営にあたり、「高度な専門性」、「ノウハウ」の観点から特定の団体が管理運営を行う必要がある施設
- (c) 複合施設等で、公募しない他の施設と一体的管理をすることが合理的な施設
- (d) 岐阜市域外に設置されている施設で、施設がある地元の地方公共団体を指定管理者とする施設
- (e) 公募により募集をしたが申請団体が無かった場合、又は申請団体が募集要項に定める水準に達していないと認められた場合、指定の取消しがあった場合等、緊急に指定管理者を指定する必要がある施設
- (f) 施設の老朽化その他特段の事情により公募することが相応しくない施設
- (g) PFI 事業により選定された民間事業者等を指定管理者とする施設

(イ)特定の団体を指定することについて、市の政策的な方針に照らし合理的理由がある場合

※ただし、公募によらない場合においても、以下の点について留意するものとする。

- ①民間事業者等他の団体の参加を制限することから、非公募とする必要性や他への影響等について十分に検証すること。
- ②制度導入の目的である利用者サービスの向上を妨げないよう、指定管理者に指定しようとする団体の施設管理運営能力等を十分に検証すること。

③利用料金制度導入の判断基準について

(ア)利用料金制度を導入する目的

利用料金制度は、施設の利用料金を市の歳入ではなく、指定管理者の収入とするものであり、指定管理者制度を有効に活用するための重要なツールです。指定管理者が自らの収入アップに向けて、施設の稼働率・利用者数のアップを図ろうとする経営努力の結果、サービスアップが図られるとともに、最小の経費で施設の設置目的が最大限に発揮されることとなります。

(イ)導入する施設の考え方

条例に施設の利用料金（使用料）について規定されている施設で、利用料金制度を導入することにより指定管理者自らの収入アップに向けた経営努力へのインセンティブが働き、指定管理者（民間等）の能力・ノウハウ等を活用して、次のいずれかの効果を得られることが予想されるもの。

- ・施設の稼働率アップ・利用者数アップ（広報・営業活動の充実、サービスアップ等による）
- ・利用者に対するサービスアップ（事業の充実、接客サービスの向上、利用料金の値下げ等）

(ウ)導入しない施設の考え方

利用料金制度を導入しても施設の稼働率・利用者数のアップが見込めない

又は見込むことが相応しくないなど、次に掲げる施設については、利用料金制度を導入しないこととします。

- ・法令により導入できない施設
- ・指定管理者の経営努力とは関係なく、天候その他外的要因により顕著に施設の稼働率・利用者数が増減する施設
- ・利用料金が低額あるいは施設の収容能力が少ない等の理由により、収益性が低く、指定管理者の経営努力へのインセンティブが働き難い施設
- ・現状の稼働率・利用者数が既に施設の収容能力の限界に近い、あるいは限界に達している施設でこれ以上の収益アップが見込めないもの
- ・特段の事情により利用料金制度を導入することが相応しくない施設

④指定期間

- ・標準的な指定期間は**5年**とします。
- ・施設の性格や業務内容、公募・非公募の理由、部内の他の施設の状況等も踏まえて、施設ごとに適切な期間を各施設所管部で定めるものとします。
- ・合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、公の施設の効果的かつ効率的な観点から望ましくありません。
- ・新たに指定管理者制度を導入する施設の指定期間については、事務効率化や統一的なルール適用の観点から、他の導入施設と次の更新時期を合わせることも踏まえて検討してください。

⑤指定管理者の地域要件について

指定管理者の要件の一つとして、市内団体の活用・育成の観点から、**原則として本市内に主たる事務所を有する団体**とします。ただし、施設の性格や目的により市外団体の企画力・ノウハウ等を必要とする場合はこの限りではありません。

(4) 選定に関する事務の流れ

①設置条例の制定・改正

- ・指定の手續、管理の基準、業務の範囲等の規定事項を作成

②指定管理者の募集

- ・募集要項の公表（施設概要、申込資格、審査・選定基準等）
- ・必要に応じて説明会、施設見学会の開催

③申請の受付

- ・申請書類（業務計画書、収支計画書等）の確認

④審査・選定

- ・選定委員会において、選定基準に照らし、候補者及び次点候補者を選定

⑤選定結果の通知

- ・申請団体に対し選定結果を通知するとともに市ホームページに結果を公表

⑥指定議案及び債務負担行為予算案の議決

- ・ 指定管理者となるべき団体の名称、指定期間等に関する議決
- ・ (必要に応じて) 債務負担行為予算案の議決

⑦指定の通知・告示・協定書の締結

- ・ 相手方に指定管理者として指定を通知、指定について告示、協定書の締結

⑧事務引継

- ・ (管理者が交代する場合) 新旧管理者での事務の引継

⑨管理運営開始後

- ・ モニタリング

2. 選定に関する事務手続

(1) 設置条例の制定・改正

条例に規定する「指定の手続」、「管理の基準」、「業務の範囲」等について、各施設所管部署において施設ごとの管理運営方針を決定後、条例案を作成します。

(2) 指定管理者の募集

広報紙やホームページなど幅広い広報手段を利用しながら、指定管理者の指定を希望する団体が十分に検討できるように、原則2週間以上の周知期間と1ヶ月以上の募集期間を設定します。

概ね次の事項を記載した募集要項を作成します。なお、非公募施設においても上記に準じた申請要項を作成します。

①募集の趣旨

市が指定管理者に「何を求め、何を期待するのか」などを明示

②基本的な運営方針

施設の位置づけ及び機能を説明し、「施設のあり方」を明示

③応募資格

申請団体の資格は次の各要件を基本とし、各施設の性格等を考慮して個々に定めることとします。

- ・ 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ・ 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。

※なお、施設の性格や目的により市外団体の企画力・ノウハウ等を必要とする場合はこの限りではありません。ただし、その場合においては「市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。」を要件とします。）

- ・ 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他

の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消を受けていないこと。

- ・個々の施設ごとに管理運営のために必要な資格、免許を有すること。
- ・地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- ・会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- ・破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- ・「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- ・市税等の滞納がない団体であること。

※コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の際の注意事項

- ・複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能とするが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできない。
- ・コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定める。
- ・法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできるが、その代表者になることはできない。
- ・構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとする。

④指定期間

指定した施設の管理運営期間を明示

⑤施設の概要

名称、所在地、施設の内容、運営状況などを明示

⑥管理運営形態

利用料金制度を導入するのか、使用料を市に納付するのか、その形態を明示

⑦管理の基準

開館時間・休館日、使用（利用）許可の基準、個人情報等の取扱・情報公開の推進、目的外使用許可の基準などを明示

⑧指定管理者が行う業務の範囲

経営管理業務、施設運営業務、維持管理業務、指定事業、業務の再委託の制限、自主事業などについて明示

⑨損害賠償（リスク分担）等

発生原因に基づいた市と指定管理者のリスク分担に対する方針、指定の取消しの取り扱いやモニタリングの実施について明示

⑩指定管理に関する経費

年度の委託料の上限額を明示（ただし、利用料金制度を導入する場合は、委託料と利用料金の合計を勘案した上限）

委託料は申請団体の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しないこと、精算は原則として行わないこと、また、修繕費・備品などの負担区分等についても明示

⑪審査方法・選定方式

選定の審査方法などを明示

⑫指定管理者の選定基準

「公平性・透明性」「効果性」「効率性」「安定性・安全性」「貢献性」の5つの選定基準に沿った評価項目を、各施設の性格等に応じて作成し明示

⑬指定までのスケジュール

募集、選定手続、指定までの一連のスケジュールを明示

⑭応募に関する留意事項

働きかけの禁止、重複申請の禁止、虚偽の申請をした場合の取り扱い、応募書類の取り扱い等の留意事項を明示

⑮申請方法

関係書類の配布・提出場所、提出方法、受付期間などについて明示

⑯問い合わせ先

担当部課名、担当者名、電話番号、FAX、E-mailなどを明示

（３）申請の受付

①申請書類

候補者の選定は申請された書類を基に審査を行いますので、施設の性格・業務内容に応じた申請書類の内容となるよう、施設毎に定めます。

②申請書類の公開

申請団体名、申請団体数、申請団体から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請受付期間内は非公開とし、候補者決定後については岐阜市情報公開条例に基づき公開します。なお、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる書類の変更は、原則として認めません。

③役員名簿及び同意書の提出について

『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。得られた個人情報につきましては、本審査以外で利用することはありません。

(4) 審査・選定

①選定委員会

選定委員会の設置につきましては、福祉施設、教育施設等それぞれの施設ごとに性格を異にし、また選定基準に基づく評価項目も異なるため、施設の性格に応じ、施設ごと、又は部単位で選定委員会を設置するものとします。

選定委員会の委員につきましては、選定手続きの公平性・透明性を高めるため、委員全員が外部委員となるよう構成するものとします。また、選定時における申請団体の経営基盤の安定性を審査するため、税理士等の経営分析の専門家を委員に加えます。

また、申請団体との間に利害関係がある委員は、当該選定に参画できません。

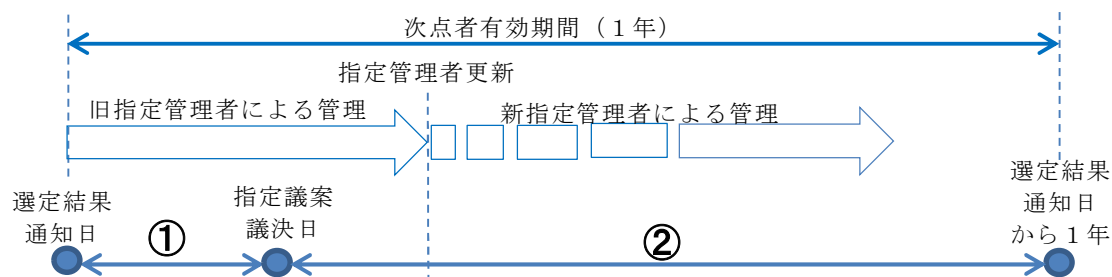
②審査・選定の方法

選定基準に照らし指定管理者の候補者として適当と認められる者を選定します。審査は第1次審査（資格審査及び書類審査）、第2次審査（提案内容等の審査）により、段階的に選定することを原則とします。

③候補者の選定

候補者は、「指定管理者の倒産・解散」「指定管理者の経営困難」などの不測の事態に対応して次点候補者まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間（下図の①の期間）に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。

また、指定議案の議会の議決が得られた日から、有効期間満了日（次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日）までの期間（下図の②の期間）に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。



④第1次審査（資格審査及び書類審査）

申請団体が募集要項の応募資格に基づいた各項目に適合しているか、また提出された計画書が募集要項、仕様書の内容を満たしているかについて市で審査を行います。その結果に基づき委員会において審査を行い、不適合な申請団体を失格とします。また、第1次審査以降で当該審査項目に不適合となったり、不適合であることが判明した場合、申請団体もしくは指定管理者としての資格を喪失する場合があります。

また、第2次審査前に申請団体には「委員との利害関係に関する申出書」、委員には「利害関係の有無に関する調査票」の提出を求めます。

申請団体と委員との利害関係が認められた場合、その施設の選定について当該委員は選定委員として参画できません。

利害関係とは

委員と申請団体（コンソーシアムにあつては、その構成員である法人その他の団体。以下同じ。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。

- ・委員及び二親等以内の親族（以下、「委員等」という）が、名称の如何を問わず、申請団体において支配力を有する地位にあること。
- ・委員等又は委員等が名称の如何を問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との資本、人的、取引・営業関係等の経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められること。

※「支配力を有する地位」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・委員等が、申請団体において、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者（公益法人における役員若しくは評議員を含む）又は支配人の地位にある場合
- ・委員等が、申請団体について、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有し、又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている場合

※「指定管理者の公正な選定を妨げる事情」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・委員等が、申請団体から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けている場合
- ・委員等が支配力を有する地位にある団体及び申請団体のいずれか一方が、他の一方の親会社、子会社又は関連会社（財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社をいいます。）である場合
- ・委員等が支配力を有する地位にある団体と申請団体がコンソーシアムを結成し、指定管理者の指定に係る申請を行っているなど、これらの団体が密接に連携して企業活動を行っている事実が認められる場合
- ・申請団体が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合

⑤第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請団体について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査します。

審査にあたっては、「公平性・透明性」など5つの区分の合計点と、区分ごとの採点内容を勘案し、全委員の協議による「総合評価」で候補者を選定します。ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

⑥委員・職員への働きかけ

ここでの「働きかけ」とは、指定管理者候補者の選定に関して、自己に有利になることを目的として、申請団体自身が、もしくは申請団体が第三者を介して指定管理者選定委員会の委員、本件業務に従事する市職員又は本件関係者に対して、不当に接触を図ることをいいます。

また、募集から審査までの期間だけでなく、募集前に接触を図ることも働きかけの対象となります。

なお、働きかけに該当する場合は、当該申請団体を失格とし、その旨を通知します。

例えば、下記の例が働きかけに該当します。

（例）

- ・金銭又は物品、不動産等の有価物の贈与（通常一般の社交の範囲内の香典又は供花は除く。）
- ・金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）
- ・申請団体等から又は申請団体等の負担による、無償での物品、不動産等の有価物の貸付け
- ・申請団体等から又は申請団体等の負担による、無償での役務の提供
- ・未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）の譲り渡し
- ・申請団体等を保証人とする金銭の借入れ、不動産の賃借等の供与
- ・第三者を通じた上記に掲げる行為

これ以外の事案につきましては、個々の事例毎に市が働きかけに該当するかを判断します。

（5）選定結果の通知

①申請団体への通知の内容

市は選定終了後、速やかにその結果を全ての申請団体に通知します。

また、説明責任を果たすこと及び透明性を確保するという観点から、以下の事項について記載された審査結果を添付します。

- ・施設名、所在地
- ・選定された候補者
- ・指定期間
- ・指定管理者選定委員会の委員名
- ・応募団体数
- ・選定理由
- ・選定のスケジュール
- ・選定基準、採点基準
- ・採点結果
- ・提案された管理経費の額

②結果の公表

申請団体に通知した審査結果を市ホームページ等で公表します。なお、選外の申請団体については、団体名を公表しません。

（６）指定議案及び債務負担行為予算案の議決

①指定議案の議会上程

募集や選定手続き等に相当な期間を必要とすることから、翌年度４月からの施設管理運営開始の場合、通常は１１月議会に指定議案を上程します。

②債務負担行為予算案の議会上程

指定期間が複数年度にわたり、かつ指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、指定期間中の委託料の上限額を設定する債務負担行為予算案を、指定議案を上程する同じ議会に上程します。

（７）指定の通知・告示・協定書の締結

①指定の通知・告示

指定議案の議決後、速やかに指定管理者に指定にかかる通知をします。

また、市民に周知するため、広報ぎふ、市ホームページに掲載するとともに、市の掲示場に告示します。

②協定書の締結

指定議案の議決後、条例・募集要項・仕様書に定めた事項及び指定管理者が提出した事業計画の履行を担保するとともに、施設の管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料について定めるため、行政処分である指定管理者制度では、管理委託制度による「契約書」に代わるものとして、市と指定管理者との協議に基づき、協定書を締結します。

(8) 事務引継

施設管理者が交代する場合、指定期間の始期から新たな施設管理者が円滑に管理業務を実施できるよう新旧施設管理者で事務の引継ぎを行います。また、旧施設管理者は引継ぎ書を作成し、円滑な引継ぎに協力するものとします。

(9) 管理運営開始後

①モニタリングの実施

施設の設置目的に沿った効果的かつ効率的な管理運営の推進のため、別に定める「指定管理者制度導入施設のモニタリング指針」に基づいてモニタリングを実施します。

事業報告書、指定管理者による自己評価、実地調査、利用者アンケート等に基づいて、指定管理者評価委員会にて、年2回評価を実施します。

指定管理者評価委員会は、施設ごと、又は部単位で設置するものとし、委員は全員外部の委員により構成します。

また、指定管理者との間に利害関係がある委員は、当該評価に参画できません。

②評価結果の公表

モニタリングの評価結果の内容は市のホームページ、施設所管部（課）などにおいて公表し、今後の管理運営業務の改善に役立てます。

(1 0) 不測の事態への対応

不測の事態が起こった場合、市は施設の管理運営に空白期間がなるべく生じないよう留意するとともに、かつ適正で効果的・効率的な管理運営を行うという観点から、その状況や施設の性格等を総合的に勘案した上で「市直営」「公募又は非公募による新たな指定管理者の選定」の対応方法の中から選択することとします。

不測の事態とは、「指定管理者の倒産・解散」「指定管理者の経営困難」「指定管理者の合併・統合」「指定管理者の不正事件」「指定管理者の業務不履行」「災害等による施設の休止・廃止」等が挙げられます。